

愛媛県住居確保給付金支給事業実施要領

1 住居確保給付金の概要

住居確保給付金は、次の2つの支援を行うことを目的に支給する給付金である。

- ・ 離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うこと（家賃補助）（法第3条第3項第1号）。
- ・ 同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うこと（転居費用補助）（法第3条第3項第2号）。

住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない（法第19条）。また、租税その他の公課は、住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない（法第20条）。

(1) 用語の定義等

ア この要領において「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう（法第3条第3項第1号）。

イ この要領において「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいう（法第3条第3項第2号）。

ウ この要領において「常用就職」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第10条第5号に定める、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職をいう。

エ この要領において「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)オをいう。

ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする（※）。

※ 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。

オ この要領において「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額をいう。

カ この要領において「家賃額」とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

- キ この要領において「収入基準額」とは、基準額に家賃額を合算した額をいう。
- ク この要領において「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。
- ケ この要領において「不動産仲介業者等」とは、不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- コ この要領において、「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。
- サ この要領において、「経営相談先」とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、地域福祉課等が認める公的な経営相談先をいう。
- シ この要領において、「自立に向けた活動」とは、則第 3 条第 2 号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると地域福祉課等が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。
- ス この要領において、「地域福祉課等」とは、県地方局地域福祉課及び八幡浜支局福祉室をいう。

（２）実施体制

- ア 住居確保給付金の支給に係る事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務については、地域福祉課等において行う。
- イ 住居確保給付金の支給に係る事務のうち、相談・受付業務、受給中の面接等の住居確保給付金の窓口業務については、自立相談支援機関において実施する。
- ① 住居確保給付金の受給を希望する者は、自立相談支援機関において申請手続きを行う。
 - ② 自立相談支援機関は、上記①の申請を受け、本人の状況や課題についてのアセスメントを行い、プランを作成する。
 - ③ 自立相談支援機関は、上記②の業務のみならず、包括的な支援を実施し、生活困窮者に対して、より効果的な自立の促進を図るものとする。
- ウ 住居確保給付金の受付窓口は自立相談支援機関、支給は地域福祉課等となるため、情報伝達に抜け漏れのないよう留意する。特に、家賃補助の場合は、受給中の求職活動等の状況報告に基づき、地域福祉課等が延長等の判断を行うこととなるため、自立相談支援機関から地域福祉課等への情報伝達は確実にを行うものとする。
- ① 家賃補助においては、申請者が、住居喪失者であり、新規に賃貸住宅を賃借する場合は、新たな居住地が所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。
 - ② 家賃補助においては、申請者が、住居喪失のおそれのある者であり、現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地に所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。

- ③ 転居費用補助においては、申請者が住居喪失者である場合は、原則、住居を喪失する直前の居住地が所在する自立相談支援機関において窓口業務を行う。ただし、直前の居住地が明らかではない、又は明らかであるが遠方であるなどの事情により、直前の居住地の自立相談支援機関に申請することが現実的でない場合は、現所在地に所在する自立相談支援機関が、転居先が別の自治体になったとしても、窓口業務を行う。
- ④ 申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は、現居住地に所在する自立相談支援機関において、窓口業務を行う。

2-1 支給要件

(1) 支給要件

家賃補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
イ	イ) 離職等の場合は、申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他地域福祉課等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又は ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること [イ離職期間等要件]
ウ	イ) 離職の場合、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) やむを得ない休業等の場合、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
エ	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること[エ収入要件]
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること[オ資産要件]
カ	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記イ)ロ)に該当する者であつて、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと地域福祉課等が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間(則第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと地域福祉課等が認めるときには、六月間)に限り、当該取組を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。[カ求職活動等要件]

キ	地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと[キ類似給付の受給に関する調整既定]
ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと[クその他]

ア 基本要件（則第10条第1号イ、ロ関係）

① 離職等

離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう（則第3条第1号）。離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。

② やむを得ない休業等

やむを得ない休業等とは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることをいう（則第3条第2号）。やむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間は問わない。

③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。

イ 離職期間要件（則第10条第1号イ関係）

① 疾病、負傷、育児その他地域福祉課等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合の取扱い

離職等の日の翌日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他地域福祉課等がやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。加算が認められる事情は以下のとおりである。

なお、当該事情により求職活動を行うことができなかった旨の申出があった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）において確認を行う。

イ) 妊娠

産前6週間以内に限らず、本人が、妊娠のために求職活動を行うことができなかった期間があった旨を申し出た場合。

ロ) 出産

4か月以上（85日以上（1か月は28日として計算する。））の分娩とし、出産、死産、早産を問わない。出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日以後出産の日の翌日から8週間を経過する日までの間である。

ハ) 育児

3歳未満の乳幼児の育児とする。また、申請者が社会通念上やむを得ないと認め

られる理由により親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族、すなわち、6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）にあたる 3 歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合も認めることとして差し支えない。

二) 疾病または負傷

ホ) 上記イ) から二) までの理由に準ずる理由で地域福祉課等がやむを得ないと認めるもの

② 延長申請及び再延長申請における取扱い

延長及び再延長の申請時には、離職等の日から 2 年（①の場合については最長 4 年）以内であることについては問わない。

ウ 生計維持要件（則第 10 条第 2 号イ、ロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持している（維持していた）ことをいう。

離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

エ 収入要件（則第 10 条第 3 号関係）

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切り捨て。）に 1/12 を乗じて得た額（1,000 円未満切り上げ）とする。

基準額は、地域福祉課等において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、上記ア) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000 円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) 上記ロ) で求めた収入額に 1/12 を乗じることにより基準額を算出する（1,000 円未満切り上げ）。

② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

オ 資産要件（則第10条第4号関係）

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

カ 求職活動等要件（則第10条第5号イ関係）

① 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）

イ) 求職の申込み

申請者は、公共職業安定所等への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、地域福祉課等は、公共職業安定所等への求職申込みを指示する。

ロ) 求職活動

申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動の状況を確認することとする。

ハ) 就労支援等

申請者に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、地域福祉課等は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる。（則第 14 条）。申請者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（則第 15 条第 1 項）。

自立相談支援機関が行う就労支援等は、プランに基づき実施することとする。また、プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急支援に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、就労支援等を行う。

② 自立に向けた活動を行う申請者

イ) 経営相談先への相談申込

以下の a から c に沿って経営相談先への相談申込みを指示する。

a 自立相談支援機関において、申請者の収入減少の要因が離職等か休業等か確認する（離職等の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

b 休業等による収入減少の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する（被雇用者の場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）

c 申請者が自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、

i) 経営相談先の役割（どのような相談先なのか）について確認の上、その内容を相談者に説明する（経営改善の意欲がなく、相談内容も経営改善に関するものではない場合は、自治体は公共職業安定所等での求職活動等を指示する）。

ii) 相談者（又は自立相談支援機関）は、経営相談先において、「事前相談（※）」を受ける

※申請者の相談内容が経営相談に該当するかを判断するために実施するもの

iii) 自立相談支援機関は、事前相談の内容を相談者から確認した上で、経営相談先への相談の申込みを指示する。

なお、経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、地域福祉課等は、公共職業安定所等での求職活動等を指示する。

ロ) 自立に向けた活動

申請時、自立に向けた活動を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、経営相談先からの助言等を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づく取組が行われていること確認することとする。

ハ) 経営相談等

地域福祉課等は、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行うよう指示することができる（則第 14 条第 2 項）。また、申請者が、自立に向けた活動を行わない場合や、公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当である

と経営相談先から助言等を受けた旨の報告が支給申請者からあった場合、原則、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示することができる（則第14条第2項）。申請者が、正当な理由がなく、当該指示に従わない場合は不支給とする（則第15条第1項）。

なお、自立に向けた活動を行うことについては、プランに位置づけることとする。プランに位置づけず家賃補助の支給を行った（緊急に支援が必要であった）場合は、事後的にプランを作成し、支援等を行う。

キ 類似給付の受給に関する調整規定（則第18条関係）

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、家賃補助の支給を受けることができる。

(2) 求職活動等要件

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（自立に向けた活動を行う支給決定者を除く）

地域福祉課等は、支給決定者に対し、常用就職に向けた次の①から③の求職活動等を行うことを指示するものとする。

- ① 月4回以上、自立相談支援機関との面談等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

イ 自立に向けた活動を行う支給決定者

地域福祉課等は、支給決定者に対し、業務上の収入を得る機会の増加に向けた次の①から③の求職活動等を行うことを指示するものとする。

- ① 月4回以上、自立相談支援機関との面談等の支援を受ける
- ② 原則週1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う

ウ プランの策定

住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により申請者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。

アセスメントにおいては、申請者の離職等理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給申請者の状況に応じた適切な支援を選択する。地域福祉課等は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを指示する。

- ① プランに基づき、自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所等による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員による担当者制の就職に向けた支援を利用する場合は、あわせて、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行う。
- ② 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、これらの事

業をプランに基づき利用しながら、原則として、アの求職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、求職活動等を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間、アの求職活動等を留保することができることとする。なお、上記①の求職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、アの求職活動等を誠実かつ熱心に行うこととする。

- ③ 公共職業安定所への求職申込みに代えて、自立に向けた活動を行う場合については、経営相談先を利用しながら、イの求職活動等を行う。アセスメントにおいて、求職活動等を行うよりも、自立に向けた活動を行うことにより早期自立につながると判断される場合は、その旨をプランにおいて明確化することとする。なお、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた旨の報告があった場合は、地域福祉課等は、速やかに上記アの求職活動等を行うことを指示し、自立相談支援機関は再び支給申請者のアセスメントを行い、プランを作成する。

※ 地域福祉課等において、申請内容が適正であると判断されると、住居喪失者については、支給決定前に「住居確保給付金支給対象者証明書（様式3-1）」（以下「対象者証明書」という。）が交付される（2-5（7）エを参照）。その交付をもって、支給対象者は求職活動等要件を満たすことが求められる（2-5（7）エを参照）。

2-2 支給額

(1) 支給額

家賃補助は一月ごとに支給し、その月額を、次のアイの場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

ア申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合

生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）

イ申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

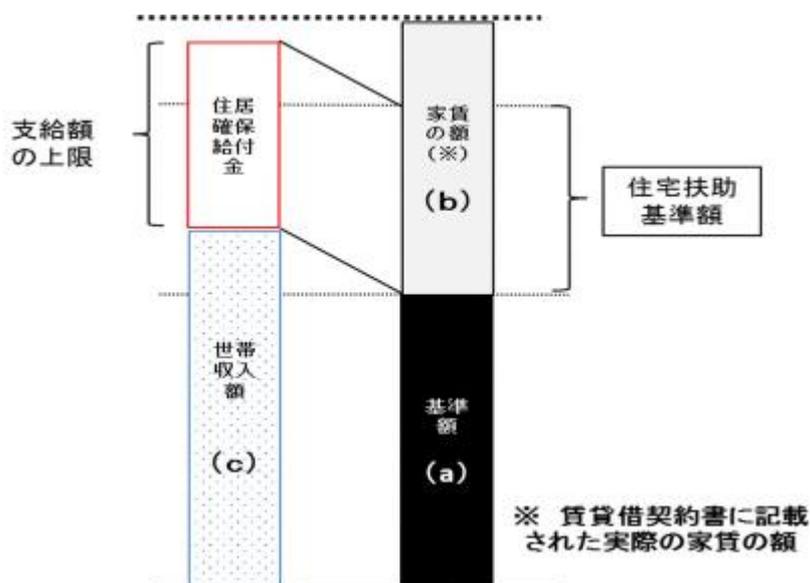
基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

（※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

なお、住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額に限ることとする。

【イの場合の支給額イメージ】

支給額 = 基準額 (a) + 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 (※)
(b) - 世帯収入額 (c)



(2) 支給額の調整

上記(1)のイにより算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

2-3 支給期間等

(1) 支給期間

三月とする。

(2) 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、三月ごとに九月までの範囲内で支給期間を延長することができる。

(3) 支給の中断

一定の要件を満たす場合には、申請により、支給を中断することができる。

(4) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

なお、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助も申請・受給する場合であつて、受給者が希望する場合は、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始することも差し支えない。この場合においては、初月分の家賃は日割り計算によらず支給期間を一月分と見なす。

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

家賃補助は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

2-4 支給方法

地域福祉課等から、不動産媒介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない）。ただし、受給者が以下のア～ウの方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、地域福祉課等が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

ウ 納付書により納付する方法

2-5 支給決定までのプロセス等

(1) 面接相談等

ア 自立相談支援機関は、相談者が家賃補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し家賃補助の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。また、適宜、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

イ 相談者が家賃補助の支給申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明する。

(2) 支給申請の受付

家賃補助の支給を受けようとする者（以下、本章において「支給申請者」という。）は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（則様式第1号（様式1-1））。以下、本章において「申請書」という。）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、地域福祉課等に提出しなければならない（則第13条）。なお、申請書の提出はメール等による提出でも差し支えない。自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

※ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

ア 誓約事項及び同意事項の確認

自立相談支援機関は、支給申請者に対し、確認書を丁寧に説明し、誓約事項及び

同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得る。

※ 申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、次の①又は②について確認書に誓約させる。

- ① 再支給の申請ではない（過去に家賃補助を受けたことがない）こと。
- ② 再支給の申請であるが、支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している（常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る。）こと。

なお、再支給の申請である場合は、「2-10 再支給」を参照のこと。

イ その他伝達すべき事項

- ① 支給期間は三月であるが、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会の増加に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、三月の延長が2回まで可能であること。再延長期間（7～9か月目分の受給期間）における求職活動等については、すべての申請者において2-1（2）アによる求職活動等を行う。
- ② 支給額は、2-2（1）の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準額に基づく額）に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。
- ③ 家賃補助の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。
- ④ 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。
- ⑤ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。
- ⑥ 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、すみやかに変更支給申請を行うこと。

（3）添付書類

則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票・住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書、在留カード等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ 離職関係書類

① 申請日を起点に2年（2-1（1）イ①の理由に該当する場合は最長4年）以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

② 2-1（1）イ①のやむを得ない事情に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し

ウ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

エ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

（4）求職活動要件の確認

家賃補助の支給については、求職活動等を要件としていることから、自立相談支援機関は申請者に対して2-1（1）カ①又は②について説明を行う。

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

① 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない支給申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）に対し、申込みを指示する。

② 当該申請者（自立に向けた活動を行う者を除く）は、公共職業安定所等から付与された求職番号を、確認書へ記載し、自立相談支援機関に提出する。

③ 雇用施策等（雇用保険）の利用状況については、支給申請者の申告によるものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、求職申込み・雇用施策利用状況の確認する書類を公共職業安定所等に持参し、公共職業安定所等の確認を得て自立相談支援機関に提出するよう指導する。

イ 自立に向けた活動を行う申請者

① 経営先への相談申し込みを支持する（2-1（1）カ②イ）を参照）。

② 支給申請者は、経営相談の申し込みを行った経営相談先について、確認書へ記載し、自立相談支援機関に提出する。

- ③ 申請者の相談内容が経営相談ではない場合及び経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、地域福祉課等は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示し、上記アによる確認を行う。

(5) 申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式2-1）（以下「予定住宅通知書」という。）、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書」（様式2-3）（以下「住宅状況通知書」という。）を交付する。

(6) 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

ア 申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。
- ④ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。

【追加提出書類1-①】

イ 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、必要に応じて住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。
- ③ 支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類1-②】
- ④ 支給申請者のうち、代理受領によらず、2-4ア～ウの方法により賃料を支払う場合は、2-4ア～ウの方法で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しなど）を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類②】

(7) 審査

ア 自立相談支援機関は、(3)、(4)及び(6)の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、地域福祉課等に送付する。

イ 地域福祉課等は、提出された申請書、添付書類①～④及び追加提出書類等に基づ

づき、支給申請の審査を行う。

ウ 地域福祉課等は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては、

① 当該支給申請者が住居喪失者である場合、地域福祉課等は対象者証明書を自立相談支援機関経由で交付する。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、「住居確保報告書（様式第 5）」を交付する。

② 当該支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、地域福祉課等は「住居確保給付金支給決定通知書（様式第 7-1）」（以下、「決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する。（（9）支給決定等を参照）。

オ 地域福祉課等は、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書（様式 4）」を自立相談支援機関経由で交付する。

自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

（8）住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

ア 住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

イ その際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある。その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。

ウ 住居喪失者は、住宅入居日から 7 日以内に、「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。提出を受けた自立相談支援機関は、住居確保報告書等を地域福祉課等に回付する。

（9）支給決定等

ア 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

イ 地域福祉課等は、支給申請者が住居喪失者である場合、住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

地域福祉課等は、支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、審査の結

果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。（（7）エ②）

ウ 決定通知書を交付する際、自立相談支援機関は、受給者に対し下記のとおり伝達する。

- ① 改めて確認書の誓約事項1の内容を実行すること。
- ② 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。

エ あわせて、「常用就職届（様式6）」、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類及び受給中の求職活動等の状況を確認する書類を交付する。

オ 自立相談支援機関は、家賃補助の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所等、総合支援資金の貸付を受けている者については町社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

カ 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、2-4ア~ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する（利用明細の写しなど）。

（10）常用就職及び就労収入の報告

ア 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は常用就職届を自立相談支援機関に対し提出する。自立相談支援機関は、地域福祉課等に送付する。

イ 就労収入の報告

上記アによる報告を行った常用就職している受給者にあつては当該常用就職による収入額を確認できる書類を、則第3条第2号に基づく受給者にあつては給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、地域福祉課等に送付する。

2-6 支給額等の変更

（1）支給額等の変更

原則として、家賃補助の支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記ア~ウの場合に限り、受給者から変更申請があつた場合は、支給額の変更を行う。また、ア~ウに記載する方法により賃料を支払っている場合であつて、エに当たる場合は、支給方法の変更を行う。

ア 家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ 世帯収入額が基準額を下回つた場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合

ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

エ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなつた場合

(2) 手続等

- ア 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。
- イ 受給額や振込先の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金支給変更申請書（様式 1-3）」を自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、地域福祉課等に送付する。
- ウ 地域福祉課等において変更決定し、「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式 7-3）」を、自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。

2-7 支給の中断及び再開

(1) 支給の中断、再開

- ア 受給者が家賃補助を受給中に、疾病又は傷病により、2-1(2)ア及びイに定める求職活動を行うことができなかつた場合、本人からの申請により、支給を中断する。
- イ 中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。
- ウ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。（ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長九月）

(2) 手続等

- ア 疾病又は負傷により求職活動を行うことができなかつた受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届」（様式 9-1）及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提出する。
- イ 地域福祉課等は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書」（様式 9-2）を自立相談支援機関経由で交付する。
- ウ 家賃補助の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届」（様式 9-3）を自立相談支援機関に提出する。
- エ 地域福祉課等は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書」（様式 9-4）を自立相談支援機関経由で交付する。

2-8 支給の中止

(1) 支給の中止

下記のいずれかの要件に該当した場合、地域福祉課等は家賃補助の支給を中止する。

自立相談支援機関は、次のア～コの事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に地域福祉課等に報告をする。

- ア 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する地

域福祉課等の指示に従わない場合、原則として（※）当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

※ 住宅補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

イ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として（※）収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる（この場合の取扱いはアに準じる。）。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く）については、原則として（※）退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

エ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。

オ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

カ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

キ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。

ク 支給決定後、受給者が2-7(1)アの理由のため家賃補助を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。

ケ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。

コ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

(2) 手続等

地域福祉課等は、上記(1)ア～コにより支給を中止した場合には、受給者に対して「住居確保給付金支給中止通知書(様式8)」を、自立相談支援機関経由で交付する。

2-9 住居確保給付金の支給期間の延長等

(1) 支給期間の延長等

家賃補助の支給期間は三月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したものの、収入基準額を超えない場合を含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き家賃補助の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、三月を限度に支給期間を2回まで延長及び再延長をすることができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、2-1(1)(②イを除く。)を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて2-2(1)によって算出される金額とする。

また、再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において2-1(2)アによる求職活動を行うこととする。

(2) 手続等

受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日（9により中止される場合を除く。）までに「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」（様式1-2）を自立相談支援機関に提出する。

地域福祉課等は、当該受給者が支給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、2-1(1)(②イを除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」（様式7-3）を、自立相談支援機関経由で交付する。

2-10 再支給

受給者が家賃補助の支給期間の終了後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、2(1)に規定する支給要件に該当する者については、3の支給額、4の支給期間等により、再支給することができるものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約させる。

また、「支給期間の終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

2-11 不適正受給への対応

(1) 不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、地域福祉課等は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。(法第18条第1項)

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこと。

(2) 不適正受給防止のための取組

ア 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。

イ 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

ウ 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める

エ 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給対象者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。

オ 2-4ア~ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する(利用明細の写しなど)。

カ 地域福祉課等は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに保健福祉課を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国、保健福祉課、地域福祉課等において情報共有する。

2-1-2 関係機関との連携等

(1) 自立相談支援機関は、申請者及び受給者等の状況等について、地域福祉課等、公共職業安定所等、社会福祉協議会、居住支援協議会等、その他関係機関に情報共有するなどの連携を緊密に行うものとする。

(2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、不動産媒介業者等、公共職業安定所等、町社会福祉協議会等(申請者が総合支援資金等の貸付を受けている場合)の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

(3) 自立相談支援機関及び地域福祉課等は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

ア 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合

は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

イ 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

(4) その他

公共職業安定所から自立相談支援機関に誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

また、地域において、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携により、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るものとする。

3-1 支給要件

(1) 支給要件

転居費用補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者である。

ア	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること[ア基本要件]
イ	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること[イ収入減少期間要件]
ウ	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること [ウ生計維持要件]
エ	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額(収入基準額)以下であること[エ収入要件]
オ	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること [オ資産要件]
カ	生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 [カ家計改善に関する要件]

キ	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと [キ類似給付の受給に関する調整規定]
ク	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

ア 基本要件（則第3条の2及び則第10条1号ハ関係）

① 離職、休業等

離職、休業等とは、離職や休業のほか、事業を行う個人又は当該個人と同一の世帯に属する者の当該事業の廃止（廃業）をいう。

離職や休業時の雇用形態、雇用期間、離職理由及び廃業時の廃業理由は問わない。

② 収入の著しい減少

「世帯収入額が著しく減少した」については、世帯収入額の多寡や減少額、世帯の人数等の個別の事情を勘案した上で、地域福祉課等において該当性を判断することとする。

③ 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこととする。

イ 生計維持要件（則第10条第2号ロ関係）

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

ウ 収入要件（則第10条第3号ロ関係）

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする。

基準額は、地域福祉課等において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯人数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ)で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ)で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

- ② 居住の維持又は確保に要する費用の額が生じていない場合の取扱い
申請者が住居喪失者やシェルター事業の利用者など、「居住の維持又は確保に要する費用の額」が生じていない場合は、その者の収入基準額が相当程度低くなり収入要件を満たさないおそれがあることを鑑み、こうした場合は、当該申請者の事情を勘案して柔軟に取り扱うこととして差し支えない。
※カに関する要件においても同じ。

- ③ 世帯
「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。
ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。

- ④ 収入
イ) 算定する収入の期間
申請日の属する月の収入で判断する。
申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。
申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。
申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定

しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

ハ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月の収入額の平均に基づき推計する。

b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

エ 資産要件（則第10条第4号関係）

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

オ 家計改善に関する要件（則第10条第5号ロ関係）

① 転居の必要性等

家計改善支援事業を実施する機関（以下「家計改善支援事業実施者」という。）又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援（※）を実施し、転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案した上で、地域福祉課等において該当性を判断する。

※ 家計相談には専門的な知識・経験等が求められる場合があることから、原則として家計改善支援事業を利用すること。家計改善支援事業を実施していない場合は、家計改善支援事業を実施するまでの間、自立相談支援事業における家計に関する相談支援により家計改善支援事業と同様の支援が実施される場合に、転居費用の支給を可能とする。

② プランの策定

自立相談支援機関は、相談者のアセスメントを行い、その結果に基づき、プランを策定する（※）。プランには、家計改善支援の内容も必ず記載する。なお、転居費用補助については申込予定とし、支給申請まで進んだ段階で改めて支給を前提としてプランを見直す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに、家計改善支援を受け、支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

カ 類似給付の受給に関する調整規定（則第 18 条関係）

自治体等が法令又は条例等に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等とは、離職者等が転居を容易にするための転居費用に充てることを目的としている給付等を指す。

3-2 対象経費・支給額

(1) 対象経費転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・ 転居先への家財の運搬費用・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）・ 鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・ 敷金（※）・ 契約時に払う家賃（前家賃）・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

(2) 支給額 申請者が実際に転居に要する経費のうち、(1) の支給対象となる経費を支給する。

(3) 支給額の上限

(2) の支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。（則第 11 条第 1 項第 2 号）

3-3 支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の(1)又は(2)のとおりとする。

(1) 転居先の住宅に係る初期費用

地域福祉課等から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。）。ただし、受給者が以下のア又はイの方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、地域福祉課等が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法

(2) (1) 以外の経費

支給方法に制限はないため、個々の状況に応じて、地域福祉課等から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給する。

3-4 支給決定までのプロセス等

(1) 面接相談等

ア 自立相談支援機関は、相談者が転居費用補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し転居費用補助の趣旨、概要等を説明するとともに、必要に応じて、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。

また、適宜、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

イ 自立相談支援機関は、相談者が転居費用補助の支給申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明する。

(2) 家計改善支援

ア 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給を受けようとする者（以下、本節において「支給申請者」という。）を、本人の同意を得た上で、家計改善支援事業実施者につなぎ、家計改善支援事業実施者において、支給申請者に対し生活困窮者家計改善支援事業による支援（あるいは自立相談支援事業における家計に関する相談支援（※））を実施し、次の①及び②の支給要件が支給申請者に認められるかを確認する。

※ 家計改善支援事業を実施していない場合で、家計改善支援事業を実施するまでの間、自立相談支援事業において家計改善支援事業と同様の支援を実施している場合

① 家計の改善のために次のア) 又はイ) に掲げるいずれかの事由により転居が必要であること。

ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること。

イ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、家計改善支援事業実施者（又は自立相談支援機関）は、「住居確保給付金要転居証明書」（様式 10）に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、家計改善支援事業実施者（又は自立相談支援機関）は、支給申請者の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。

（3） 支給申請の受付

支給申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（則様式第 1 号の 2（様式 1-1））。以下、本章において「申請書」という。）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、地域福祉課等に提出しなければならない（則第 13 条）。なお、申請書の提出はメール等による提出でも差し支えない。自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

※ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

ア 誓約事項及び同意事項の確認

自立相談支援機関は、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書」（様式 1-2 A。以下「確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得る（※）。

※ 申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、次の①又は②について確認書により誓約させる。

①再支給の申請ではない（過去に転居費用補助を受けたことがない）こと。

②再支給の申請であるが、支給終了後に、支給申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は支給申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過していること。

なお、再支給の申請である場合は、「3-5 再支給」を参照のこと。

イ その他支給申請者に伝達すべき事項

転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外であるため、支給決定後、これら支給対象外の経費は支給申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があること。また、転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担が発生すること。及び、転居に要する経費の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、支給申請者から差額の返還を求めること

（4） 添付書類

則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票・住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書、在留カード等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は支給申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

ウ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

エ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

オ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し

カ 住居確保給付金要転居証明書

キ (持家の場合のみ) 居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

(5) 申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、「入居予定住宅に関する状況通知書」(様式2-2。以下「予定住宅通知書」という。)を交付し、転居先の住居の確保や不動産仲介業者との調整手順について、説明する

((6) 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整を参照) 。

(6) 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

ア 支給申請者は、(2)にて家計改善支援事業実施者等から示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保する(※)。

その際、自立相談支援機関は、必要に応じて、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産仲介業者、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、転居先の住居確保のための支援を行う。なお、

(2)の家計改善支援前に住居を探しても差し支えないが、その場合でもあっても、申請は家計改善支援により転居の必要性等を確認した後になる。

(※)自立相談支援機関は、支給申請者に対し、以下i)からiii)を説明・指示する。

i) 地域福祉課等への申請書の送付は、添付書類及び追加確認書類が一式そろった時点になること。

ii) 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、上記i)や地域福祉課等における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整するよう指示する。

※「地域福祉課等における審査や支給に要する期間」は、あらかじめ地域福祉課等で設定の上、自立相談支援機関に共有しておくこと。

iii) 確保しようとする住居が、家計改善支援事業実施者等から示された家賃額を超える場合は自立相談支援機関に連絡すること。

※この場合は、家計改善支援事業実施者等において、あらためて家計全体の支出の削減が見込まれることを確認すること。

イ 不動産仲介業者等は、支給申請者の入居希望の住居が確定した後、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。【(様式1-2A裏面)②追加確認書類1】また、初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を自立相談支援機関に提出する。【(様式1-2A裏面)②追加確認書類2】

(7) 審査

ア 自立相談支援機関は、申請書、(4)の添付書類及び(6)の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、地域福祉課等に送付する。

イ 地域福祉課等は、提出された申請書、添付書類及び（様式 1 - 2 A 裏面）追加確認書類等に基づき、支給申請の審査を行う。

ウ 地域福祉課等は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 地域福祉課等は、転居先の住居の家賃が、支給申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、支給申請者に対し別の物件の確保を促す。

オ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては、地域福祉課等は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式 7 - 2。以下「決定通知書」という。）及び「住居確保報告書」（様式 5）を自立相談支援機関経由で交付する（（8）支給決定等を参照）とともに、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式 3 - 2。以下「対象者証明書」という。）を交付する。

カ なお、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、地域福祉課等は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式 4）を自立相談支援機関経由で交付する。

自立相談支援機関は、不動産仲介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

（8）支給決定等

ア 審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

イ 決定通知書を交付する際に、自立相談支援機関は、受給者に対し、以下 i）及び ii）を伝達する。

i）転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担であること

ii）転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、受給者から差額の返還を求めること

ウ 受給者は、住宅入居日から 7 日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支

給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付する。

エ 自立相談支援機関は、住居確保報告書等を地域福祉課等に回付する。この際、領収書等を確認し、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、受給者に対し差額を追加で支給しても差し支えない。支給額等を変更しようとする受給者は「住居確保給付金変更支給申請書」（様式１－４）（以下「変更支給申請書」という。）を自立相談支援機関に提出する。

オ 変更支給申請書が提出された場合は、地域福祉課等において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書（様式７－５）を自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求める。

カ 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給決定について、当該不動産仲介業者等、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

キ 他自治体への転居の場合、自立相談支援機関は、受給者本人の同意を得た上で、転居先の自治体に対し受給者の情報を引き継ぐ。引き継ぐ際は、「生活困窮者自立支援統計システム」の「相談支援機関業務支援ツール」の帳票類を一括して移管することが可能である。

なお、他自治体への転居後に家賃補助を受ける場合は、転居先の福祉事務所設置自治体へ申請することになる。また、転居前の自治体で家賃補助を受給中に他自治体へ転居する場合であって、転居後においても受給者が家賃補助の支給要件を満たす場合は、残りの支給期間の範囲内で、転居先の自治体から家賃補助を支給可能である。

ク 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

３－５ 再支給

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している場合であって、３－１（１）に規定する支給要件に該当する者については、３－２の支給額により、再支給することができるものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、上記の内容に該当して

いる旨を、確認書により誓約させる。

また、「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいう。

3-6 不適正受給への対応

(1) 不適正受給者への対応

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、自治体は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる（法第18条第1項）。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

(2) 不適正受給防止のための取組

ア 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。

イ 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

ウ 自立相談支援機関は、転居後に住民票の写しを求める。また、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、転居の事実や居住の実態を確認することで、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請などの不適正受給を防止する。

エ 自治体は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有する。

オ 転居費用補助を受給者の口座等へ支給している場合は、必要に応じて、受給者へ支給した転居費用補助が家財の運搬費用や初期費用等の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写などにより）

3-7 関係機関との連携等

転居費用補助の関係機関との連携等については2-12を参照のこと。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月26日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。